

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

## 10月4日から西区における住宅関連の被災相談窓口を移転します。

10月4日から西区における住宅関連の被災相談窓口を健康センター棟1階から3階へ移転します。なお、開設時刻の変更はありません。

## &lt;10月4日からの窓口&gt;

## ◎住宅関連窓口【毎日開設 午前9時～午後5時】

相談の種類	西区役所	古町ルフル
住宅修繕・建替	健康センター棟 3階	6階 建築部フロア
液状化被災宅地等復旧		5階 都市政策部フロア
家屋の解体・撤去		※1

※1 家屋の解体・撤去の相談・申請は市役所本庁舎2階の環境部フロアで祝・休日を除く月～金曜日のみ受け付けます。

※ 江南区内では住宅の修繕・建替の臨時窓口を開設しています。  
詳細は江南区地域総務課（電話 025 - 382 - 4526）へお問い合わせください。

## ◎り災証明関連窓口

り災証明書	会場 各区役所の窓口（西区は区役所棟の2階）
水道・下水道免除	日時 祝・休日を除く月～金曜日のみ開設 ※2
生活再建支援金	午前9時～午後5時

※2 東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ（祝・休日を除く）。

問い合わせ先

新潟市危機管理防災局防災課

担当：高橋・田辺

電話：025-226-1140